精神的・身体的被害の回復・防止への取組

文部科学省関係の主な計画内容

○犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進
○法科大学院における教育による法曹の犯罪被害者等への理解向上の促進
○少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

具体的な取組

◆「医学教育モデル・コア・カリキュラム」※を改訂

平成23年3月に改訂し、PTSDに関する記述を明記するとともに、医療系の学部関係者が参加する各種会議で基本計画の内容を紹介し、各大学におけるカリキュラム改革の取組を要請

※医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成22年度改訂）
医学生が卒業までに身につけておくべ能力を到達目標として示した教育内容のガイドライン

◆法科大学院における犯罪被害者等への理解も含めた法曹としての責任感や倫理観の涵養

法科大学院において「被害者学」などの授業科目を開設

◆スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の拡充等

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充や、資質向上のための研修の実施に対して補助を行っている。

支援等のための体制整備への取組

文部科学省関係の主な計画内容

〇教育委員会と関係機関等との連携・協力の充実・強化等
〇学校における相談対応能力の向上等
〇犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合の継続的支援の促進

具体的な取組

◆関係機関等との連携・協力による相談窓口機能の充実

学校や教育委員会が警察と連携し、いじめ事案に対処できるよう留意事項を示した。

◆スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置の拡充、生徒指導教員に対する研修の実施

◆いじめ対策等生徒指導推進事業における調査研究の実施、当該内容の普及

いじめや暴力行為などの問題を抱える児童生徒に対する効果的な支援について、いじめ対策等生徒指導推進事業により調査研究を行い、その内容を連絡協議会等により普及を図っている。

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

文部科学省関係の主な計画内容

〇学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
〇学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進
〇学校における犯罪抑止教育の充実

具体的な取組

◆全面改訂された道徳教育用教材「私たちの道徳」の、全国の小・中学校での活用

平成26年4月より「私たちの道徳」を全国の小・中学校に配布し、児童生徒が生命の尊さやかけがえのなさについて自らの考えを深められるような題材を盛り込むなど、生命を大切にする心を育成する道徳教育の一層の推進を図る。

◆学校における人権教育の指導方法の在り方などに関する調査研究の実施

調査研究を行い、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」をまとめ、人権教育の指導方法に関する実践事例を示した。

◆警察と連携した、非行防止教室の実施

第2次犯罪被害者等基本計画の実施状況について（Ⅴ．重点課題に係る具体的施策の主要項目）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

被害直後及び中期的な居住場所の確保【施策番号23】

児童相談所による一時保護件数については，一時保護所内保護件数が平成23年度20,289件，平成24年度20,777件で，一時保護委託件数が平成23年度9,985件，平成24年度11,268件となっている。婦人相談所による一時保護者数（本人）については，平成23年度6,059人，平成24年度6,189人となっている。

児童相談所・婦人相談所の一時保護所や，婦人相談所が一時保護委託先として契約した婦人保護施設や民間シェルターなどにおいて一時保護を実施しており，犯罪被害者等の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど柔軟に対応するとともに，加害者等の追求から逃れるため，都道府県域を超えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応を行うなど適切な運用に努めている。

被害回復のための休暇制度の周知・啓発【施策番号34】

企業や労働者に対し，同制度についての周知・啓発を図るため，平成25年度にはリーフレット等を作成し，関係行政機関や，経済団体，労働団体等224団体に送付するとともに，セミナーを開催した。なお，25年度，同制度の導入につきアンケートを実施したところ，企業，労働者とも9割以上が，同制度を導入すべきという意見があることさえ知らないという状況であった。26年度においても，引き続き周知・啓発を行うこととしている。

「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等【施策番号35】

医師，看護師，保健師，精神保健福祉士などを対象としたPTSD（心的外傷後ストレス障害）専門家の養成研修などを行い，精神保健福祉センター，病院，保健所などでPTSDを抱える地域住民等に対する相談支援を実施するなど，各施設での活動の充実を図っている。「PTSD対策専門研修会」では，「トラウマを経験した遺族の悲嘆とケア」，「子どものトラウマ」等の犯罪被害者の心のケアに関する内容について盛り込んでおり，平成23年度から平成25年度までに延べ619人が受講した。平成22年度からは，同研修において，模擬患者等を用いた実際の対応法の提示等を組み合わせた実践的内容としている。

犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究【施策番号191】

平成23年度からは新たに「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」（主任研究者金吉晴）を3年計画で実施しており，平成24年度には、犯罪被害後急性期における、犯罪被害者への対応の仕方についてまとめた「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン（分担研究者中島聡美（国立精神・神経医療研究センター）他，平成25年2月15日）」を作成した。さらに，平成25年度においては，産婦人科の医療現場，犯罪被害者等の早期援助団体，性暴力被害者支援センター等で活用できるよう，性暴力被害者に対しての心理教育や支援情報に関するパンフレット「一人じゃないよ」を作成し，公表・周知している。

犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施【施策番号225】

児童虐待に対する社会的関心の喚起を図るため，平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け，関係府省庁や地方公共団体，関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。平成25年度においては，「さしのべた　その手がこどもの　命綱」を月間標語として決定し，「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を大分県別府市で開催（11月16日），広報用ポスター・リーフレットや児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布，政府広報を活用した各種媒体（ラジオ，新聞広告等）により，児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。

国土交通省

保険金支払いの適正化等

第１　損害回復・経済的支援等への取組
　１　損害賠償の請求についての援助等（基本法第１２条関係）
　　(5)　保険金支払いの適正化等

計画本文

ア　財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払いを行うことの指示等により、自賠責保険金の支払いの適正化を図る。
ウ　財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。
エ　国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。

○関連制度概要

ア　自賠責保険・共済からの支払いに係る被害者と保険会社等との紛争について、一般社団法人自賠責保険・共済紛争処理機構（財団法人より移行）が調停を実施。
国土交通省が、保険会社が支払った重要事案（死亡・後遺障害等）や被害者からの申出に基づく審査を実施するとともに、保険会社等への立入検査及び必要な指示を実施。

ウ　公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおいて、自動車事故の損害賠償の支払いに関する弁護士による無料の法律相談や示談あっせん等を実施。

エ　加害者が特定できないひき逃げや無保険車のため加害者による賠償金の支払いが困難であり、かつ、他の手段では救済を受けることができない場合において、被害者からの請求に基づき、国土交通省が直接、被害者に保障金の支払いを実施。

○進捗状況

ア　以下の通り、財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査等を実施。

		平成22年度	平成25年度
調停	受付件数	993件	1，007件
	審査件数	893件	872件
立入検査実施件数		63箇所	65箇所
重要事案審査件数		85,601件	92,394件

ウ　現在、全国159か所の相談所で交通事故の民事紛争に関する法律相談を行い、39か所の本・支部において示談斡旋業務を実施。

	平成22年度	平成25年度
法律相談件数	38,173件	38,589件
示談斡旋件数	2,673件	2,266件

エ　政府保障事業の取扱件数・支払実績

	平成22年度	平成25年度
支払件数（件）	2,006	1,393
支払保障金額（百万円）	2,802	1,981

※速報値

犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等

国土交通省

第１　損害回復・経済的支援等への取組
　３　居住の安定（基本法第１６条関係）
　　（1）　公営住宅への優先入居等

計画本文	
	ア　国土交通省において、引き続き犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等を実情に即し、更に推進する。 イ　独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、その必要性を含めて検討を行い、２年以内を目途に結論を出す。なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から、機構賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。 ウ　国土交通省において、公営住宅の入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。

○関連制度概要

ア　以下のとおり特段の配慮をするよう地方公共団体に対して要請。

①優先入居について
住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先的な取扱いを行うことが可能。

②目的外使用について
空き家となっている公営住宅を、事業主体の判断により活用することが可能。

イ　【UR賃貸住宅の入居手続き】
○原則として、抽選ではなく申し込み順で入居を受付け。（平成25年度末時点において募集斡旋中の空き住戸は、4.2万戸程度）

ウ　以下のとおり特段の配慮をするよう地方公共団体に対して要請。
〈関係機関との連携について〉
犯罪被害者等に対する公営住宅に関する情報提供等については、警察及び検察当局等の関係機関と連携し対応すること。

○進捗状況

ア　犯罪被害者等の公営住宅への優先入居、目的外使用に係る特段の配慮についての地方公共団体に対する要請（平成17年12月に通知を発出）により、着実に推進。
犯罪被害者等の公営住宅の目的外使用について、一定の要件を満たす場合は、地方整備局長等に対する事後報告により補助金適正化法の承認があったものとして取り扱う旨地方公共団体に周知（平成23年6月に通知を発出）

【実績】（平成23年12月現在→平成25年12月現在）（都道府県及び政令市）
・犯罪被害者等の公営住宅への優先入居戸数　：　547戸　→　647戸
・犯罪被害者等の公営住宅への目的外使用入居戸数　：　91戸　→　84戸

イ　UR賃貸住宅の空き家の状況及び公営住宅における受入れ状況を踏まえれば、特段の入居優遇措置を行うことなく犯罪被害者等の受入れは可能と判断。現時点で、公営住宅の管理主体からUR賃貸住宅の借り上げ要請はないが、要請があれば柔軟に対応。

ウ　犯罪被害者等の公営住宅への入居の取扱いにおける関係機関との連携に係る特段の配慮についての、地方公共団体に対する要請（平成17年12月に通知を発出）により、適切に対応。

交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

国土交通省

第２　精神的・身体的被害の回復・防止への取組
　１　保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第１４条関係）
　　(8)　交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

計画本文	交通事故による重度後遺障害者数が依然として高い水準で推移していることを踏まえ、これらの者が質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充を図るとともに、被害者の実態把握に努める。

○関連制度概要

○　質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充

・（独）自動車事故対策機構【NASVA】において、自動車事故により重度の後遺障害を負った被害者に対して、適切な治療・看護を行う専門病院である療護施設を整備。

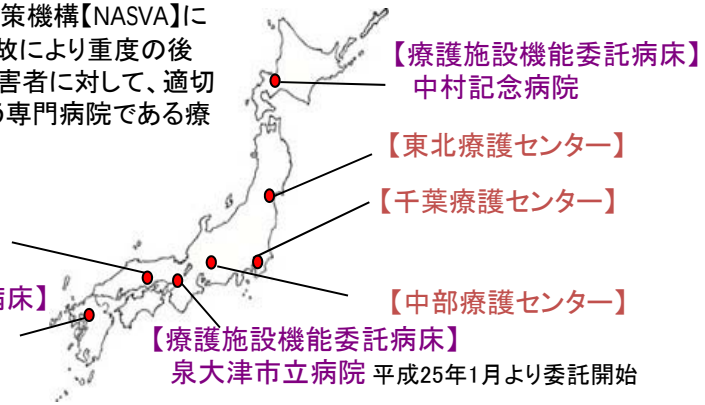

・自動車事故による重度後遺障害者の保護及びその家族の介護負担の軽減を図るため、在宅で療養生活を送る重度後遺障害者の短期入院の受け入れを積極的に行う病院を国土交通省が指定し、必要な機器購入費等の助成を行う短期入院・入所協力事業を実施。

○　被害者の実態把握

国交省とNASVAにおいて、以下の取組を実施。

・被害者意見交換会の開催【国交省】
・重度後遺障害者宅への訪問支援の実施【NASVA】
・被害者やその家族との交流会の実施【NASVA】

○進捗状況

○　質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充

自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等について、療養施設の設置・運営や、短期入院協力病院・短期入所協力施設の指定を着実に推進。

・療養施設の設置・運営

	平成22年度	→	平成25年度
療護施設	6か所	→	7か所
病床数	262床	→	278床

平成25年1月より近畿地区に新たに病床の委託を開始し、同年4月には増床（8→16床）を行った。

・短期入院協力病院・短期入所協力施設の指定

	平成22年度	→	平成25年度
短期入院協力病院	92か所	→	126か所
短期入所協力施設	0か所	→	8か所

○　被害者の実態把握

被害者救済対策の課題検討のための年4回（平成25年度）の被害者団体等との意見交換会の開催や、重度後遺症障害者宅への訪問支援の実施による精神的支援などを着実に実施。

	平成22年度	→	平成25年度
訪問支援の実施割合(※)	34.7%	→	49.5%

（※）前年度末日時点におけるNASVAによる介護料支給者（H24年度末日時点：4,634人）のうち、訪問支援を実施した割合